

特定非営利活動法人 元気クラブいかるが 細則

特定非営利活動法人 元気クラブいかるが定款第 58 条の規定に基づき、必要な細則を以下のとおり定める。

第 1 章 総則

(名称および所在地)

第 1 条 この組織は、特定非営利活動法人 元気クラブいかるが（以下クラブという）と称し、事務所を、すこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館内に置く。

(理念)

第 2 条 クラブは、次の各号に掲げる事項をクラブの基本理念とし、クラブが行うすべての事業、活動は、この理念を踏まえて行うものとする。

- (1) スポーツで創ろう “ひと・まち・ゆめ”
- (2) スポーツで育てよう “社会のルール”
- (3) スポーツでつなごう 『いかるがの “和”』

(目的)

第 3 条 クラブは前条の理念を踏まえ、斑鳩町内及びその周辺地域の住民が、スポーツ活動を楽しみながら、健康の増進と住民間の交流機会の拡充を図るとともに、子どもたちの健全な心身の成長を促進し、もって「豊かなところとふれあいのあるまち」の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 クラブは前条の目的（以下「目的」という）を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ及び文化活動の企画運営（教室、イベント、体験会、発表会等）
- (2) 指導者の育成
- (3) クラブの活動に関する諸情報の発信
- (4) 学校支援事業等の受託
- (5) その他、クラブの理念を具現化し目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第 5 条 クラブは目的に賛同する会員及び指導者をもって組織する

2 会員は、次の 5 種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して運営にあたる 20 歳以上の個人及び団体
- (2) サポーター会員 この法人の運営する各種事業に協力する個人及び団体
- (3) 一般会員 この法人の運営する各種事業に参加する個人及び団体

- (4) 法人会員 この法人の運営する各種事業等に団体として参加する法人
- (5) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 クラブは、会員として入会を希望する者で、次の要件を備えている者について運営委員会で入会を認めるものとする。

- (1) 目的に賛同する者
- (2) クラブに定める諸規定を順守する者

(資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、会員資格を失うものとする。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 会員本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第8条 クラブは会員が次の各号に該当する場合には、運営委員会の議決を得て当該会員を除名することができる。

- (1) 法令またはクラブの規約等に違反したと認められるとき
- (2) クラブの名誉を著しく傷つけまたは目的に反する行為をしたとき

(入会手続き)

第9条 クラブに入会を希望する個人または団体は所定の手続きにより申し込むものとする。

(入会金及び会費の納入)

第10条 会員はクラブの別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は原則として返還しない。

第3章 組織

(役員)

第12条 クラブに次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) マネージャー(正) 1名
- (5) マネージャー(副) 若干名
- (6) 運営委員長 1名
- (7) 副運営委員長 2名

- (8) 各部長 1名
- (9) 運営委員 必要人数

- 2 役員（マネージャーを除く）は無報酬とする。
- 3 定款に定める役員は本細則の役員と兼務とする。

（役員を選任及び任期）

第13条 役員は総会において運営会員の中から選任する。

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 役員は辞任または任期満了等により役員の職を退く場合においては、後任の者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 4 役員に欠員が生じた場合は運営委員会において選任し、補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の仕事）

第14条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表し、クラブを統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) マネージャー(正)は、クラブの庶務を処理する。
- (4) マネージャー(副)は、マネージャーを補佐し、クラブの庶務を処理する。

（顧問・アドバイザー）

第15条 円滑なクラブ運営について意見を求めるため及び専門的な視点で助言を受けるため、クラブに顧問及びアドバイザーを置くことができる。

（監事の仕事）

第16条 監事は2名とし、クラブ会計を監査するものとする。

- 2 定款に定めた監事と本細則監事は同一人とする。

第4章 会議

（総会）

第17条 総会は運営会員をもって構成し、クラブの最高議決機関とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 3 通常総会は、毎年1回開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 5 総会は、会長が招集する。
- 6 総会の議長は、運営委員長がこれにあたる。
- 7 総会は、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 定款、規約の制定及び改廃
 - (2) 役員を選任及び解任

- (3) 事業計画及び予算
- (4) 収支決算及び事業報告の承認
- (5) その他定款に定める事項及びクラブの運営における重要な事項

(表決権)

第18条 表決会員は、総会が開催される会計年度の初日において満20歳に達しているものとする。

(総会の成立)

第19条 総会は、運営会員の2分の1以上の出席があれば開会できる。ただし、委任状により出席会員を代理人に指定し、欠席した会員は出席したものとみなす。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した運営会員の過半数の表決をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(運営委員会)

第21条 運営委員会は、会長、副会長、マネージャー(正)、マネージャー(副)、運営委員長、副運営委員長、各部会長、運営委員をもって組織する。

- 2 運営委員の中から、委員の互選により委員長1名及び副委員長2名を選出する。
- 3 運営委員会は、運営委員長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。
- 5 運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項の原案作成に関する事
- (3) 専門部会の設置及び当該部会への付託事業並びに委任事項に関する事。
- (4) クラブ運営上、緊急に議決する必要のある事項に関する事。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項に関する事。

(理事会)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、年2回開催するものとする。
- 3 理事会は、定款及びこの細則で定めるもののほか、次に掲げる事項について議決する。
 - (1) 各専門部会事業の調整及び連携に関する事。
 - (2) 運営委員会より付託及び委任された事項に関する事。

(専門部会)

第23条 専門部会として次の部会を設置する。

- (1) 総務部会
 - (2) 事業部会
 - (3) 財務部会
 - (4) 広報部会
 - (5) 受託業務部会
- 2 各部会は、部会委員若干名をもって構成し、部会長1名、副部会長1名を置く。

3 各部会は、それぞれの所管事項日について事業を計画しその実施にあたる。

(指導者・サポーターの報酬)

第24条 指導者・サポーターには、財務状況を勘案して謝金を支給する。

2 支給基準は別に定める。

(事務局)

第25条 クラブの庶務を司る事務局を設置する。

2 事務局には、マネージャー（正）またはマネージャー（副）（以下マネージャー）、及び事務局員を配置する。

3 マネージャーは、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 文書の受理、整理及び保管に関すること。
- (2) 出張命令、復命及び休暇に関すること。
- (3) 簡易な内容の回答、通知および報告書に関すること。
- (4) 物品の購入および支払いに関すること。
- (5) その他簡易な事項。

4 マネージャー及び事務局員には、事務に応じて報酬を支給する。

5 支給基準、出張旅費基準は別に定める。

第5章 会計

(資産)

第26条 クラブの資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費、受講料及び参加料
- (3) 寄付金
- (4) 国、県、市町村、その他団体からの助成金等
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業等による収入
- (7) その他の収入

(財産の管理)

第27条 クラブの会計は、財政部会が行う。

2 クラブの会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計年度)

第28条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(会計の区分)

第29条 クラブの会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第6章 自己の責任

(自己の責任)

第30条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

- 2 前項の規定に従わずに盗難、障害等の事故が発生した場合には、クラブ及び指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第31条 クラブ会員の万一の事故に備え、クラブにおいて傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

- 2 クラブ内の活動中における傷害については、クラブは契約した傷害保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

第7章 補足

(補足)

第32条 本規定に定めのない事項及びクラブ運営上必要な事項は、運営委員会の議決により別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第33条 クラブの事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1)定款
- (2)社員の名簿
- (3)役員及びその他の職員の名簿
- (4)財産目録
- (5)資産台帳及び負債台帳
- (6)理事会及び総会の議事に関する書類
- (7)細則
- (8)収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9)その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項①から⑦までの書類は永年、同項⑧の帳簿及び書類は10年以上、同項⑨の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

附則

本規約の制定	平成20年2月23日
〃 改定	平成21年5月24日
〃 改定	平成22年5月29日
〃 改定	平成23年5月28日
〃 改定	平成24年3月15日 (特定非営利活動法人への移行に伴い改定) 臨時総会承認後に施行